

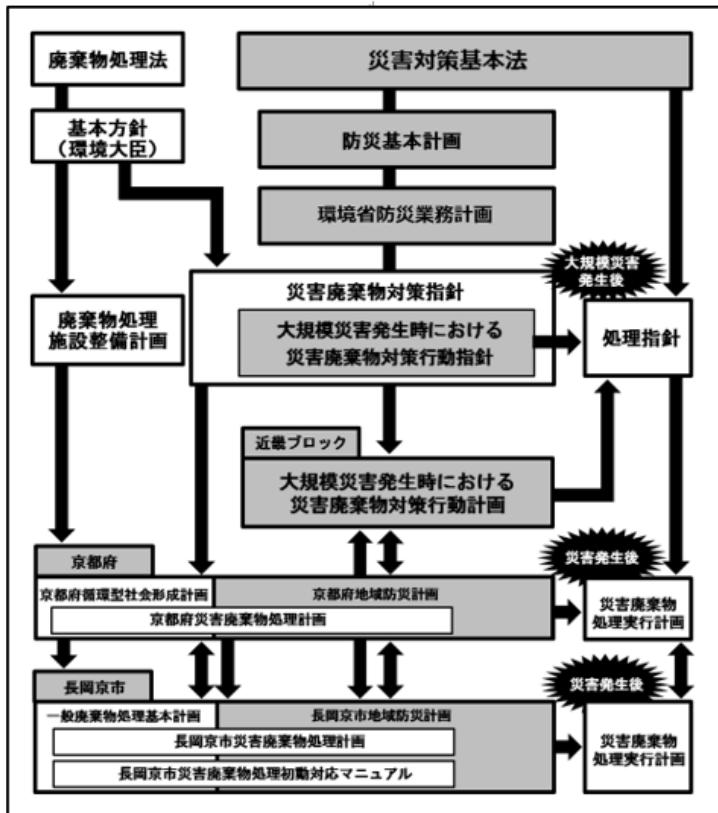
長岡京市災害廃棄物処理計画の概要

目的

将来発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を適正かつ円滑・迅速に処理するための方針を示すとともに、国・府・市・民間業者等の役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を図るために策定するものです。

計画の位置付け

「長岡京市地域防災計画」に定める「廃棄物処理に係る防災体制の整備」及び「清掃計画」を明確化したもので、国の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に規定される「災害廃棄物処理計画」に位置付けられるものです。



基本的事項

●処理主体

・本市の役割

災害廃棄物は一般廃棄物とされていることから、市が処理の責任を負うこととされています。

・乙訓環境衛生組合の役割

各構成団体と連携して災害廃棄物の処理を実施します。

・府の役割

災害廃棄物の処理に係る技術支援等を行うものとします。

●対象とする災害

・地震災害、風水害その他自然災害を対象とします。

●対象とする廃棄物の種類

・表3のとおり

●災害廃棄物の発生量の推計

表5 地震災害による被災区分の災害廃棄物推計発生量（有馬・高槻断層帯）

区分	被災戸数（棟）	原単位（t/棟）	廃棄物発生量（t）
全壊（揺れ、液状化）	7,200	117	842,400
半壊（揺れ、液状化）	8,310	23	191,130
火災焼失	890	78	69,420
合計			1,102,950

●仮置場

・処理施設において一度に処理ができない大量の災害廃棄物を、生活圏から速やかに移動させ一時的に保管するための一次仮置場と、災害の規模が大きいつきに、処理施設での処理等が円滑に進むよう災害廃棄物の機械選別や再資源化を行うための二次仮置場があります。

・個人の生活環境・空間の確保・復旧のため、被災住民が被災家屋等から搬出した災害廃棄物を一時的に集積する場所として臨時集積所を自治会ごとに設置します。

表3 対象とする災害廃棄物

種類	内訳
木くず	柱、はり、壁材等の廃木材
コンクリートがら等	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材等
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリート、木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在し、概ね不燃系の廃棄物
畳・布団	被災家屋から排出される畳又は布団で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
小型家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車等 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場並びに飼料工場等から発生する原料及び製品等
有害物及び危険物	石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、医薬品類、農業類、有害物質（フロン類、CCA、テトラクロロエチレン等）、スプレー缶、カセットボンベ、リチウムイオン電池、太陽光パネル等
その他適正処理困難物	ピアノ、石膏ボード等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。）
被災者又は避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ （災害廃棄物ではないが、災害時に発生する廃棄物であることから記載しています） 避難所ごみ （避難所から排出される生活ごみ等（観光客等による避難所利用による発生も対象に含む）） し尿 （マンホールトイレ及び仮設トイレ等からのくみ取りし尿（観光客等による避難所利用による発生も対象に含む））

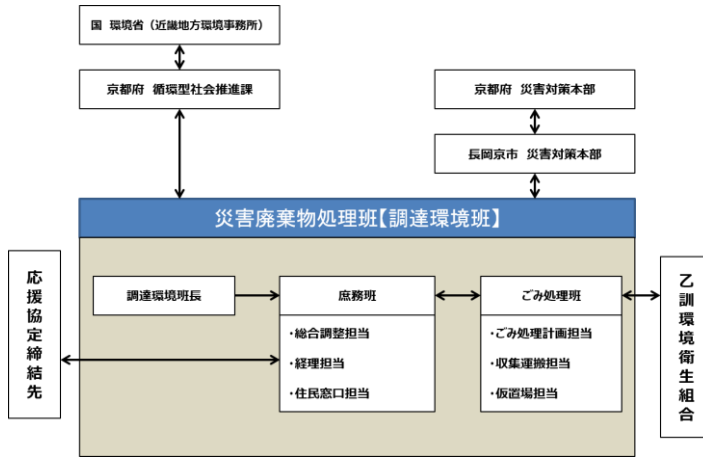
表6 風水害による被災区分の災害廃棄物推計発生量（淀川水系・小畑川水系）

区分	被災戸数（棟）	原単位（t/棟）	廃棄物発生量（t）
全壊	2,260	117	264,420
半壊	680	23	15,640
床上浸水	2,620	4.60	12,052
床下浸水	2,731	0.62	1,693
合計			293,805

組織及び協力支援体制

●組織体制

・発災時には災害廃棄物処理を担当する組織を特別に設置するが、必要に応じて人員の応援を検討する等、各業務が円滑に遂行できるよう組織体制及び業務内容について災害対策本部と随時検討します。



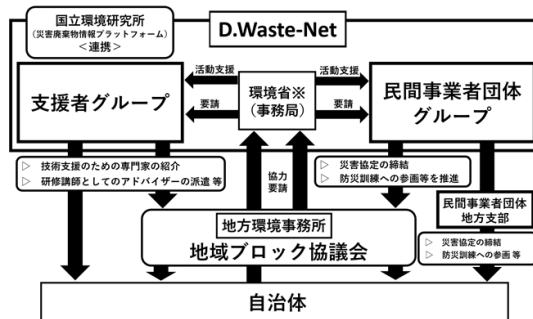
●災害廃棄物の処理手順

・大規模災害が発生した場合、災害初動期では人命確保、人命救助、応急期は人命保護、行方不明者の捜索、避難所対応が最優先されます。災害発生時の対応をできるだけ円滑に進めるため、「災害初動」「応急復旧」「復旧」「復興」の4つのフェーズに分け、だれが、いつ、何を実施するかを整理します。

災害対応フェーズ			熊本地震事例	廃棄物への対応
災害初動	災害初動期 人命救助が優先	約3日間 =72時間	約2週間 (4/14-27)	①初動体制の確立 ②初動対応と状況把握 ・避難所ごみ、生活系ごみ、片づけごみ、土砂、し尿等 ③対応方針・実行計画の検討承認 ④避難所ごみへの対応開始
応急復旧	人や物の流れ等が回復 (ライフラインが戻る)	約1か月	約2週間 (~4/30) 一部除き復旧	①災害廃棄物処理対応 ・建物解体によるごみ、避難所ごみ、生活系ごみ、片づけごみ、土砂、し尿等 ②対応方針(実行計画)の検討承認 ③市街地からの大量の廃棄物の撤去等
復旧	社会ストックが回復 (避難所生活等が解消)	約1年	約7か月 (発災~11月)	①災害廃棄物処理対応 ・建物解体等によるごみ(特に規模の大きい地震などでは対応が長期にわたる)、生活系ごみ、片づけごみ、し尿等 ②処理 ③実行計画の検討承認
復興	産業等も一定回復	約10年	-	-

●D.Waste-Net (災害廃棄物処理支援ネットワーク)

・専門的な技術・知見等の支援が必要な場合には、国が構築した人的な支援ネットワークであるD.Waste-Netも活用します。



※災害時には、環境省や地方環境事務所を通じた自治体からの要請に対して、その役割に応じた支援を行うことが想定される。

災害廃棄物処理

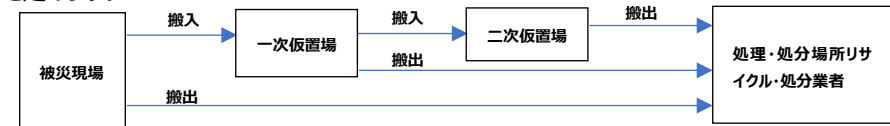
●災害廃棄物処理実行計画

・実際に発生した災害の被害状況に即し、災害廃棄物の処理体制や処理方法等について定める計画です。

1 概要と方針 (1)計画の目的 (2)計画の位置付け (3)計画の期間 (4)計画の見直し	本計画に基づき記載 対象災害で発生した災害廃棄物の処理が完了するまでの期間 随時、災害廃棄物量や種類の精査を行い、処理状況や体制の変更があった場合には見直しを行います。
2 被災状況及び災害廃棄物の発生状況 (1)地域内の被災状況 (2)災害廃棄物の発生状況	策定時最新の災害廃棄物の発生量の推計結果
3 災害廃棄物処理の基本方針 (1)基本的な考え方 (2)処理期間 (3)処理体制 (4)処理フロー	①適正かつ円滑・迅速な処理 ②環境に配慮 ③安全性の確保 ④リサイクルの推進による最終処分量の減量化等 概ね3年を目処 庁内の組織体制以外にも、周辺自治体や産廃処理業者の連携等も整理します。 種類別に処理フローで整理
4 災害廃棄物の処理方法 (1)災害廃棄物の集積 (2)災害廃棄物の選別 (3)災害廃棄物の処理・処分	仮置場の設置、運営方法の整理 仮置場での分別区分とその手法の整理 廃棄物の種類別の処理・処分方法の概要整理

●収集運搬計画

・被災現場から一次仮置場への運搬、一次仮置場から二次仮置場への運搬、そして再生利用または最終処分先への運搬等を本市が自ら実施します。避難所ごみについては、別途収集運搬体制を定めます。



●災害廃棄物の処理方針

・災害廃棄物の種類別に、推計した発生量を元に処理方針を整理します。

なお、分別して可能な限り資源化を行います。資源化できないものについては、性質に応じた処理を実施します。

